

## 緊急事態宣言の延長または解除にともなう当組合の対応について

平素は、当組合の事業運営につきまして格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、先般、国から緊急事態宣言が発令され、5月6日が期限となっておりますが、延長か解除かの判断については、専門家の意見を踏まえて決定することとされています。しかしながら、判断の時期については明言されておらず、ゴールデンウィーク中の決定となる可能性もあるため、延長された場合と解除された場合、それぞれについて当組合の対応をお知らせいたします。

### 記

#### 1. 対応について

##### ①緊急事態宣言が延長された場合

休業日を現状の金曜日から水曜日に変更いたします。

##### ②緊急事態宣言が解除された場合

金曜日の休業を取りやめます。

※いずれの場合も、現在実施している窓口業務ならびに電話対応の休止、時差通勤の実施にともなう業務時間の変更（8:00～16:15）は、継続させていただきます。

#### 2. 実施時期

令和2年5月11日（月）より

ご不便をおかけし申し訳ありませんが、趣旨ご理解のうえ、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

以上

担 当：企画総務課

TEL 03-3462-6550